

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 金武町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.00 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.23 %
全職員	88.38 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	6.67 %
本庁課長補佐相当職	14.62 %
本庁係長相当職	58.76 %

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	32.51 %
26～30年	26.90 %
21～25年	57.69 %
16～20年	156.84 %
11～15年	69.26 %
6～10年	48.45 %
1～5年	53.28 %

【説明欄】

- １．任期の定めのない常勤職員以外の職員について、約70%が女性職員となっているため割合が大きくなっている。
- ２．(１)「本庁部局長・次長相当職」欄について、本町は該当する役職がないため記載なし
- ２．(２)「36年以上」欄について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし

※勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。